

## 昭和百年記念事業昭和天皇記念館大規模刷新・維持募金 募集要項

### 1. 目的

本募金は、「昭和百年」を記念し、開館20周年を迎える昭和天皇記念館の展示内容を現代の人々にも親しみやすいように大規模刷新し、末永く維持管理することを目的とします。

2. 募金の責任者 公益財団法人昭和聖徳記念財団会長 伊 吹 文 明

3. 組織 本募金活動を推進するため、募金委員会(会長・御手洗富士夫)を設置します。

4. 募金目標額 本募金は、総額6億5千万円を目標とします。

5. 資金使途 受け入れた寄附金は次の用途に充当します。  
(1) 昭和天皇記念館の展示を大幅刷新するための展示内容・機器の整備  
(2) 展示解説に伴うソフト機器の整備  
(3) 昭和天皇記念館刷新後の設備等の維持管理費用  
(4) 刷新計画の準備及び実施に係る諸経費

6. 募集期間 本募金の期間は、令和6年7月から同8年11月までの2年5か月を目途とします。

7. 募金額の設定 一口の募金額は以下のとおりとします。  
個人 1口 1,000円  
法人 1口 10,000円

なお、3,000円以上をご寄付していただいた方には昭和聖徳記念財団より昭和天皇記念館の招待券をお送りします。また、高額寄附者(個人100万円以上、法人500万円以上)につきましては、ご芳名を昭和天皇記念館内の銘板等に記入して末永く顕彰します。

### 8. 申込方法

募金を希望される個人及び法人は、当財団のホームページよりお申込みください。  
なお、ホームページにより難しい場合は、お手数ですが当財団までご連絡ください。当方から所定の「寄附金申込書」と「振込方法」を送付いたしますので所定の手続きにより振込をしていただきます。

### 9. 税法上の優遇措置について

寄附金については、申告により寄附金控除(所得控除)等の優遇措置を受けることができます。

#### (1) 個人の場合

支払った年分の所得控除として寄附金控除の適用を受けることができます。

所得から【寄附金額(所得金額の40%相当額が限度) - 2千円】の額が控除されます。

#### (2) 法人の場合

一般寄附金とは別枠で、特別の損金算入額が設けられていますので公益法人である当財団に対する寄附金は、下記A+Bが損金算入限度額となります。

A: 特別損金算入限度額 = (資本金等の額の0.375% + 所得金額の6.25%) の2分の1

B: 一般寄附金の損益算入限度額 = (資本金等の額の0.25% + 所得金額の2.5%) の4分の1

### 10. 実施主体

公益財団法人昭和聖徳記念財団  
〒190-0012 東京都立川市曙町2丁目34番13号  
電話: (042) 522-2451、FAX: (042) 522-7747